

熱損失防止改修（省エネ改修）住宅に係る固定資産税の減額措置の概要

（平成20年4月30日施行）

1 減額措置の対象

平成26年4月1日以前から所在していた住宅（貸家の用に供する部分を除く。）のうち、令和6年3月31日までの間に一定の熱損失防止改修（省エネ改修）工事が行われた住宅で、下記の要件を満たしている場合

※ 併用住宅の場合は居住部分が2分の1以上であること

(1) 対象となる省エネ改修工事

① 窓の改修工事

窓の二重サッシ化など、高断熱窓への取り替え

② ①と合わせて行う床の断熱工事

③ ①と合わせて行う天井の断熱工事

④ ①と合わせて行う壁の断熱工事

床、天井、壁に適切な量の断熱材を入れるなどの改修

※1 ①の工事は必須です。

※2 いずれの工事も、改修部分が現行の省エネ基準以上の省エネ性能となり、かつ改修後の住宅全体の省エネ性能が改修前から一段階相当以上上がると認められる工事内容であること

(2) 改修工事費の要件

補助金を除く自己負担額が一戸当たり50万円超のもの

※ 平成25年3月31日までに契約した工事については、1戸当たりの工事費が30万円以上のもの

(3) 床面積の要件

改修後の当該家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下のもの

2 固定資産税の減税額

改修工事完了年の翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。

※1 1戸当たり120㎡までが減額対象となります。

※2 併用住宅の場合は、居住部分のみが減額対象となります。

※3 平成29年4月1日から令和6年3月31日の間に長期優良住宅の認定を受けて改修された場合、工事完了年の翌年度の固定資産税の3分の2が減額となります。

3 固定資産税減額申告書の提出について

(1) 提出期限

改修工事の完了日から3か月以内

※ 3か月以内に提出ができない場合は、申立書（その理由を記載）の提出が必要になります。やむを得ない特別な事情があると認められる場合のみ減額の対象となります。

（裏面へ続く）

(2) 申告に必要な書類

- ① 熱損失防止改修（省エネ改修）住宅に係る固定資産税の減額申告書
- ② 省エネ基準を満たした改修工事であることを証する書類
 - ※ 登録された建築事務所に所属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が指定様式にて証明書を発行します。
- ③ 省エネ改修工事に要した費用を証する書類
（工事請負契約書、工事見積書及び領収書の写し）
- ④ 長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は、それを証する書類。
（長期優良住宅認定通知書の写し）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類（改修箇所・改修内容がわかる平面図等）
- ⑥ 補助金等の交付を受けている場合（補助金等の交付決定通知書等の写し）

【問い合わせ先】

尾張旭市役所 税務課家屋償却係
0561-76-8119（直通）